

第73号



広報

かてな

昭和50年6月25日

編集と発行

発行 嘉手納村役場

編集 企画経済課広報係

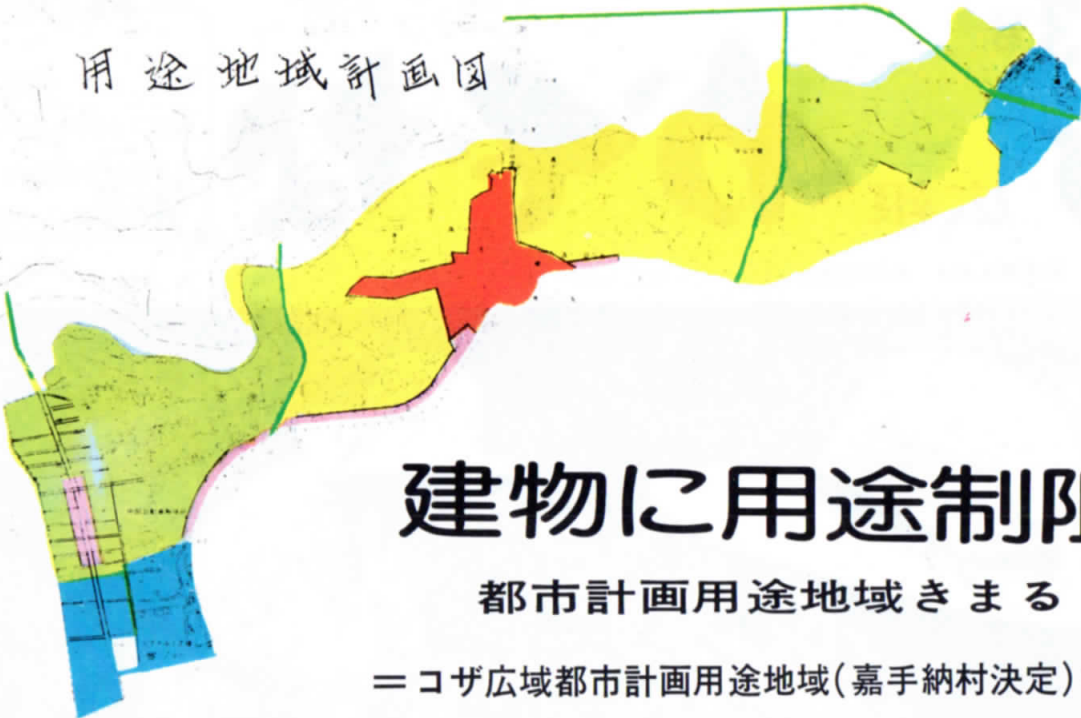
嘉手納村字嘉手納81番地
〒904-02

☎(098976) 2001・2628

5月の人口 世帯数3,431 人口14,385 男7,123 女7,262



用途地域計画図



建物に用途制限

都市計画用途地域きまる

＝コザ広域都市計画用途地域(嘉手納村決定)＝

コザ広域都市計画用途地域(嘉手納村決定)が五月八日付で知事から承認され、五月十五日付の村長の告示でもって決定されました。この用途地域の決定によって、建物を建てようとする場合に、その制限に反する建物は、建築確認が受けられないことになります。

しかし、建物の用途が用途地域の制限に反する場合でも、それが地域の環境や利便を害するおそれがないとか、公益上やむを得ないときは、周辺住民や利害関係人について公開の聴聞を行ない、建築審査会の同意を得て、特別に許可を受けることができる場合があります。

また、一定規模以上の敷地で定められている高さ、容積率などの限度をこえて建築することが許可される道もひらかれています。

なお、既存の建物で、その制限に反することになる、いわゆる既存不適格建築物については、建ぺい率や容積率の限度内である限り従前の床面積の一、二倍まで増築や改築をすることができます。

※詳細については、村役場都市計画課へお問い合わせください。

用途地域内の建物の用途制限

(下の数字は建ぺい率左と容積率右を表す。近隣商の300は国、県道沿、200は埋立地)

例	示	第一種 住居専用地域 第1種	第二種 住居専用地域 第2種	住居地域 第3種	近隣商業地域 第4種	商業地域 第5種	準工業地域 第6種
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿							
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの							
上記以外の兼用住宅							
幼稚園、小学校、中学校、高等学校							
図書館、博物館							
神社、寺院、教会							
養老院、託児所、公衆浴場、診療所							
調査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局							
大学、高等専門学校、各種学校							
病院							
物品販売業を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店							
上記以外の店舗、事務所							
ホテル、モーテル、旅館							
ホーリング場、スケート場、水泳場							
まあじゃん屋、パチンコ屋、射撃場							
劇場、映画館、演芸場、観覧場							
貸倉、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂							
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫(一定規模以下の附属車庫などを除く)							
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる 番舎							
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの							
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれ極めて少ないもの							
“ “ “ 150㎡以下の工場 “ “ 少ないもの							
“ “ “ 150㎡をこえる工場または “ “ やや多いもの							
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場							
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設							
“ “ “ “ 少ない施設							
“ “ “ “ やや多い施設							
“ “ “ “ 多い施設							
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場							

(都市計画において位置を決定したものの場合)

建てられる用途

☐ 建てられない

(ただし、先に述べたように、特別の許可を受けて建てられる場合があります)



◀ 屋良小学校体育館
完成 昭和49年11月11日
工事費115,055,911円
延面積1,062,18平方米

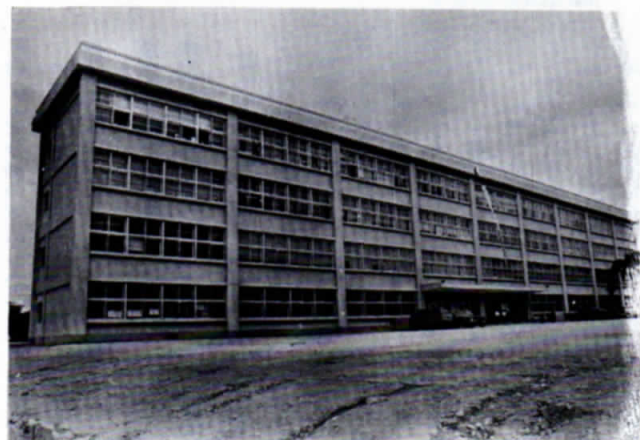
屋良小学校特別棟
完成 昭和49年12月10日
工事費168,372,000円
延面積1,385,68平方米
内部施設 理科・音楽・図工・
家庭科・図書・職員・保健・管
理室等
↓



↑
下水道整備第4次5ヶ年計画
汚水工事費196,144千円 汚水工事延長18,490.30米
雨水工事費90,704千円 雨水工事延長1,863.45米
供用開始面積70.32ha 計画面積147.20ha 47%

↓
北区学習等供用施設(公民館)
完成 昭和50年3月26日 工事費41,111,680円
延面積328.97平方米 内部施設 ホール・会議室
事務室(3)・炊事部屋・トイレ

のびる公共施設



↑
嘉手納中学校々舎
完成 昭和50年1月31日
工事費412,932,000円
延面積2,664,57平方米
内部施設 普通教室(30)・職員
室・校長室・放送室

↑
村道舗装
舗装面積 92,730平方米
舗装延長 18,046米
舗装率 85%
↓



海洋博までには きれいにします

県土木部河川課

荒れ放題の 比謝橋一帯

比謝川の汚染は、生活排水や工場、事業所排水それに基地排水などの各種排水によって相当ひどくなっています。

特に由緒ある比謝橋のダム一帯は土砂や不純物が堆積し、あおおい草や雑草が一面をおおいつくし、水はよどんでいて汚濁し、汚染の度は極限に達しています。

これは、県の河川管理の不手ぎわによるものであるとして、村議会では、三月二十五日の定例議会で

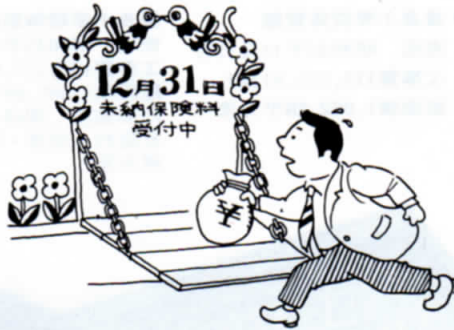
で「比謝橋一帯の美化に関する要請決議」を採決して、県に対し海洋博を目前にしての応急的措置として、比謝橋一帯の美化を要請していました。

五月十六日県土木部河川課課長補佐、企業局の関係職員それに村から徳元議長、宮城議員、保健衛生課長らが現場を視察しましたが、村からの要請に対して、大城課長補佐は、根本的な整備は本年度予算では無理があるので、応急的な

措置として、海洋博開催までには雑草の除去などを実施して周辺の美化を図る旨を明らかにしました。護岸や浚渫等の抜本的な措置については、来年度予算においては是非とも実施するよう村から要請しました。



国民年金保険だより①



あなたは、大丈夫ですか？
国民年金保険料

国民年金の定額保険料は、たと

え五年、十年と納め続けていまして、ある時期の保険料を二年過ぎても納めませんと、その分は後になって納めることができない仕組みになっています。

ところが、国民年金の「老令年金」は、建前として、その人が六十歳になるまでに、二十五年分の保険料を納めることが必要ですから、もし未納分があれば、わずかな年数不足のために、せっかくの年金を受けられなくなるといって、一大事が起ります。

こうしたことは、その人の一生の幸福を奪うことになりまので特に、こういう人びとを救うため特例として、今年の十二月の末日を最終期限として、過去の未納分を一括して納付できる道がひらか

れました。

あまり、未納分が多い人は、期限内ならば分納の方法もあります。村役場国民年金係へご相談ください。

来年では遅すぎる！ 未加入者に最後のチャンス

国民年金の未納保険料の特別納付の措置がとられたことに伴って一時の思いが、経済上の都合、その他の理由によって、当然加入被保険者の資格があるのに、国民年金へ未加入していませんか。今年、今年の十二月三十一日までに、未納保険料の全額を払込めば、受給権が与えられるという、夢のような福音がもたらされました。詳しくいえば、今年の十二月三

十一日までに、昭和四十八年四月以前の過去の被保険者期間のうち時効によって保険料を納めることができなくなった期間について、一月につき九百円を払込めば、受給権を与えられるわけです。

福祉年金の「所得状況届」をお忘れなく

福祉年金を受けている方は、毎年六月中に、必ず「所得状況届」を村役場に提出していただくことになっていますのであなたも忘れず提出してください。

この届は、現在、福祉年金を受けている方や、その方の配偶者、またはその方を養っている扶養義務者などの、昭和四十九年中の所得額等を届け出るものです。

この届によって、今年の五月から来年の四月までの一年間の福祉年金を、受けられるか、どうかが決まる大切な届書です。この届の提出が遅れますと、九月六日の支払日に福祉年金を受けられないことになりまますから、至急お手元の国民年金証書を添えて村役場へ提出して下さい。

なお、福祉年金は、一定額以上の所得があれば、支給が止められますが、今年はその限度額も引き上げられますので、去年までは所得が多くて福祉年金を受けられなかった方も、今年から受けられることもありまますから、村役場へ「所得状況届」を提出して、くわしいご相談をしてください。

生涯をとおして学ぶ

社会教育

昭和五十年年度事業

嘉手納村教育委員会

村民が、複雑多様化している現代社会に対応し、人間尊重の精神と文化の振興を図り、豊かな人間性を培うには、生涯を通じて適期、適切な教育を受けることである。

社会教育では、生涯各期における学習の機会をできるだけ多く提供し、社会教育諸案件の整備充実をはかることを、昭和五十年年度嘉手納村社会教育の基本方針としています。

重点事項として

① 地域住民の連帯意識を高揚し、民主的な明るい住みよい地域社会づくりにつとめる

② 社会教育施設設備の整備充実

③ 社会教育指導者の養成

④ 学習機会の充実

⑤ 家庭教育の振興と青少年の健全育成

本年度の

努力点として

① 村民に生涯にわたって学ぶ意欲を高める

② 村民の日常生活にスポーツ、レクリエーションを広める

昭和50年度嘉手納村社会教育事業計画書

嘉手納村教育委員会

事業	月別	学級数	時間数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
婦人学級	2	40													
家庭教育学級	2	20													
高齢者学級	1	20													
青年教室	1	40													
婦人体操教室	1	40													
バドミントン教室	1	10													
社会体育				婦人ソフトボール講習会	第4回婦人ソフトボール大会	第1回親善バレーボール大会	第1回嘉手納村少年野球大会	ママさんバレーボール大会	第5回ママさんバレーボール大会		第6回親善ソフトボール大会	第4回青年バスケット大会	第5回歩け歩け運動大会		第4回ババさんバレーボール大会
中央公民館				各区懇談会		講習会	文化講演会	講習会	文化講演会	成人学校開講	文化講演会	講習会		講習会	講習会
青年会				各区懇談会	つげもの講習会	一泊研修会	文流会(青年・婦人)体	第2回盆踊り大会	一泊研修会(女)	駅伝大会	音楽祭	ダンスパーティ	第3回新春走始大会	青年祭	野外研修会
婦人会				定例会	母の日の会ママさんバレー大会	村内幹部研修会	講演会	レク講習会	ガン検診	村内小中学校運動会	社会見学	講習会	農産加工講習会		ガン検診総会

お知らせ

午後九時の時報を廃止
七月一日から

嘉手納村消防本部

村の消防署から毎日お知らせしておりますサイレンによる時報(午前七時・正午・午後五時と九時)のうち、午後九時は、七月一日から廃止することになりました。

この時報は、長い年月にわたって村民に一日の時を告げ、耳で知る時報として、主婦の家事や通勤通学者に時を告げて、村民の日常生活にとけこんでいて馴染まれております。

しかし、消防署に近接している家では、この時報用サイレンの音が高く病人、乳幼児等の就寝に支障を来たしているのを、これをなんとかしてもらい度いという村民の声がありますので、自治会長を通じて、広く村民の声を聴取して検討した結果少しでも騒音を軽減して、一家だんらんの静かな晩をお過ごしになつてもらうということとで決定いたしましたので村民のご了承とご協力をおねがいいたします。

水魔から

こどもを守ろう

みんなの手で

これから夏に向けて水に親しむことが多くなりますが、特に子供たちは夏休みに入りますと、川や海で水しぶきをあげて沖繩のながい夏を謳歌します。

つゆあけとともに沖繩では水難事故が多くなる季節に入りますが、大人が海や川の怖さをよく知って水難事故防止の知識を充分心得て子供たちを水の事故から守りましょう。

①一人では泳がない
②危険な場所の標識のあるところでは泳がない。

- ③遠浅で潮流の早い所で泳ぐ
- ④波の高い日は泳がない
- ⑤池やぬまでは泳がない
- ⑥つかれているときは泳がない
- ⑦食後すぐ泳がない
- ⑧水に入る前必ず準備運動をする
- ⑨あまり沖へ泳ぎ出ない
- ⑩大人は救助法を心得ておく



助け合う心と心が非行を防ぐ

第二十五回社会を明るくする運動

七月一日～三十一日

沖縄県実施委員会
沖縄県保護司連盟

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であり、第二十五回の重点目標を、地域住民の連帯による青少年の非行防止となっております。

このような情勢の中にあつて青少年の非行は、低年齢少年を中心に最近再び増加の兆しを示しはじめており、そこには、青少年の

その健全な育成を図ることは、国民すべてが願うところであり、そのためには関係機関団体はもとより、地域住民が連帯して非

から、地域住民の連帯意識を基盤とする諸活動を通じ、青少年の非行防止と非行に陥った者の更正を図ろうとするものであります。

更生保護の相談は
保護司会へ

嘉手納村配置保護司

宮平良昌 (電) 三四三六
知念林正 二二二〇
津波古清栄 二二七〇
浜元朝喜 四五〇一
伊波千代 二一五九

規範意識の低さと社会性の欠如を如実に示すような事例も少なからず見受けられる。

次代を担う青少年の非行を防止し、今回の運動は、このような観点

行事予定

六月

- 二十四日(火) 結核集団検診(中区こども) 役場前午前九時
- 二十五、二十六日(水・木) 村老人クラブ連合会作品展即売会 公民館三階ホール 午前九時～四時半
- 二十六日(木) 結核集団検診(中区大人) 役場前午前九時
- 二十七日(金) 心配ごと相談(毎週金曜) 厚生課公民館一階 午後一時
- 二十七日(金) 母性相談(妊産婦) 公民館調理室 午後一時
- 二十八日(土) 第三回婦人主張大会、公民館三階ホール 午後二時
- 二十九日(日) 北区陸上競技選手権大会、嘉小、中校グラウンド 午前九時
- 三十日(月) 母親学級(妊婦) 毎週月曜日 公民館三階会議室 午後一時

七月

- 七日(月) 母子保健推進員定例会 毎週第一水曜日
- 十一日(金) 婦人学級開講式、公民館三階ホール 午後二時
- 十五日(火) 三才児検診、公民館三階ホール
- 二十七日(日) 嘉手納村陸上競技大会、嘉小、中校グラウンド 午前九時